昭24年10月10日
三種郵便物認可

人の動き

人口	145,205
男	73,759
女	71,446
世帯数	37,541
面積	41.05km²

39年1月末現在

行政苦情相談

国や府、市の行政についての苦情や相談は毎月第四木曜日の相談日をご利用ください。

と き　3月26日
　　　　午後1時～4時
ところ　市民相談室

八尾市時報

昭和39年3月10日　第259号

人権擁護相談

人権を侵されてお困りの方はご遠慮なくご相談におこし下さい。

相談日　3月18日（水）
　　　　午後2時～4時
場　所　人権相談室
相談の秘密は固く守ります

発行所 大阪府八尾市役所
編集兼発行人 池田 彦
印刷所 サンケイ印刷株式会社
毎月1回（10日発行）
発行部数 37.000
定価 1部 5円

あなたの住所は〇町〇丁目〇街区〇号あなたの住所は〇町〇丁目〇街区〇号あなたの住所は〇町〇丁

ー地番から住居番号へー

建物は住居番号で根本的に変る住居表示

ここ数年の間に全市域に

現在、住所地表示方法として「地番」がつかわれていますが、これには、いろいろと不便な点や不合理な面が多いことから、1昨年5月「住居表示に関する法律」が定められ、昭和42年までには、「地番」とは別個の住居番号が設けられることになりました。当市でも、第8次町名改正区域から、この住居表示制度にもとづいて住居番号を定め、他の地域についても、ここ2、3年の間に住居番号を定めることになっています。

町名地番の乱れを改正して、市民の日常生活や産業活動、行政上の不便やむだをなくすため、当市では昭和三十四年から町名改正事業をすすめていますが、これまでのように住民表示を地番に頼り単に地番を整然と改正するだけでは大きな欠点が残ります。たとえば△土地の売買によって枝番、欠番がでる、△一つの地番に多数の家屋が存在する、△一つの家屋が数多くの地番を持つ、△一筆の土地=地番は認めにくい、などがそれです。地番は明治初年に徴税の目的で土地を特定させるための符号として設けられた財産番号で、住居表示に便利なように考えてつけられたものではなく、ただ慣習的に住居表示に使用されてきたものに過ぎません。そこで、△常識的な分り易い方法△整備作業が簡易で経済的な方法△実行可能な方法、の3点から住居表示の制度が考案され、昭和37年5月法律第一一九号住居表示に関する法律によって、住居表示には、地番を利用しないで、新らしい住居表示制度による住居番号を使用することが定められ地番は財産番号だけに使用されることになりました。

当市は、現在町名地番を改正していますので、住居表示に関する法律による住居表示制度と地番改正を同時に行ないますが、すでに町名地番改正を行なった地域については、住居表示だけを新設する計画です。

住居表示制度の内容とは

町の区域の合理化、町の名称の定め方、町の境界、形状、規模などの定め方は、市が行なってきた町名改正と変りなく、〇町〇丁目までは従来の方法と同じで、まず異なる点は地番に代わる街区と住居番号です

【町割りの方式】=従前同様町の境界は公道、河川、水路、鉄道、軌道やその他恒久的な施設などのわかりやすい境界線によって定め、町と丁目をすっきりした境界になるように定めます。

【街区割りと街区符号】

街区とは、一つの町または丁目を、道路で囲まれている約三千平方メートル（約千坪）から五千平方メートル（約千六百坪）=戸数三十戸程度のものに区切ったもので、この街区には順序よく街区番号をつけることになっていて、〇町〇丁目〇街区となります。（図1参照）

【住居番号のつけ方】

住居番号は街区毎につけ、住居表示台帳として作製される地図（縮尺五百分の一）によって、別図2のように右回りに街区の境界線を十米間隔に区切り、住居番号の基礎となるべき番号をつけます（基礎番号という）住居番号は建物の主要な出入口が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号をもって建物の住居番号とし、また建物の主要な出入口が街区の境界となる道路から離れている場合は、建物から道路への主要な通路に接している基礎番号をその建物の住居番号とします。このように、あらかじめ基礎番号をつけておきますので、建物が新築されたり、滅失した場合にも住居番号の順序が混乱することがないという利点があります。基礎番号を右回りとしたのは道路交通が右側通行となっているからです。建物の出入口または通路が二つの基礎番号の境目にある場合は若い数字の基礎番号を住居番号とします。（図2、3参照）

△建物の主要な出入口が二つ以上あるときは、市長の認定によってその出入口が接している基礎番号をその建物の住居番号とします。

△住居表示は次の通りになります

八尾市〇〇町〇丁目〇番〇号

例えば、八尾市安中町2町目5番5号となり、略して、八尾市安中町2丁目5－5。（漢数字でもよい）となります。

【街区表示板】

街区表示板は、各街区毎に歩行者諸車から見やすい適当な場所にはりつけることになっていて、市がこれをはります。

【住居番号表示板】

住居番号表示板は、門柱または玄関など一メートル六〇糎の高さで歩行から見やすい場所に、別図3のような表示板をはることになります。この表示板は郵便局から交付されます。

新しい住居表示制度は、だいたい以上のようなものですが、町名改正や住居表示制度による改正後にはとくに次の事柄に注意されるようお願いします。

今後皆様方が住所を書かれる場合には、改正区域の住民の方々に送付しました通知書に記載してある新住居名をご使用下さい。

▽不動産の土地台帳、登記簿は法務局（登記所）で職権によって書き替えられますが、所有者の住所の変更は届け出なければなりませんから、変更の証明をとって登記所へ届け出て下さい。

▽商業登記関係は商法の規定によって本店、支店の所在地が変更した場合は届出することになって[illegible]が、住居表示に伴う変更届出は役員などの変更があったときを利用して法務局へ届出るようにして下さい。

△自動車免許証、危険物取扱主任免許証など種々の免許証、許可証は、各法規どおり、この際、本籍または住所変更のことを関係官公署に届け出て書替えをして下さい。

証明書は無制限に交付しませんから交付申請のときに、証明書の提出先とその用途をかならず申し出て下さい。

図1　街区の例図

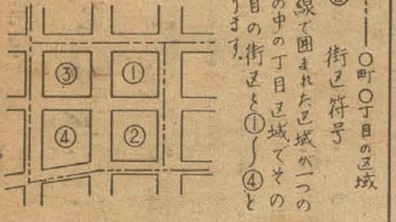
③
①
④
②
─・─ 〇町〇丁目の区域
② 街区符号
点線で囲まれた区域が一つの町の中の丁目区域でその丁目の街区を①～④となります。

図2　住居番号の例図

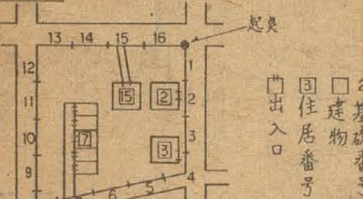
起点
13
14
15
16
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
15
2
3
7
2 基礎番号
□ 建物
③ 住居番号
凸 出入口

図3

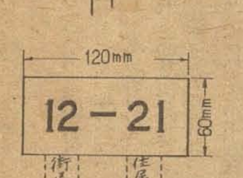
120mm
12－21
60mm
街区符号
住居番号

安中植松地区など

新町名区域五十七パーセントに改正

第八次の町名地番改正は、去る二月二十四日に公示され、旧安中、植松地区と先の改正で残された八尾、東郷、成法寺、庄ノ内、今井などの地区の一部が、新しい町名に変わりました。

今度の町名改正区域は、約七十二万一千坪で、これで計画面積の五十七%が改正されました。新町名は次のとおりです。

青山町（一～五丁目）、高美町（一～三）、若草町、荘内町（一～二）、陽光園町（一～二）、松山町（一～二）、明美町（一～二）、安中町（一～九）、高町、渋川町（一～五）、春日（一～四）、東太子（一～二）、植松町（一～八）、永畑町（一－三）、相生町（一－三）－以上十五町と五十丁目。

なお、この地域内に居住しておられる方には、市役所から通知しますが、確認のすんでいない方や住民登録をしておられない方には通知をすることができませんので今すぐにでも市民課で手続きをしてください。また、改正の日から一ヵ月間は町名地番の改正による住所変更の手続きに必要な証明書は市民課で無料でお渡しします。

勇気をもって実社会に

市民ホールで　中卒就職者激励大会

今年市内の中学校（九校）を卒業して職につく人たちのために、去る三月三日、午後一時から、市民ホールで就職者激励大会が開かれました。

この日集まったのは中卒新就職者六百四十一人。午後一時から中村PTA連絡協議会長の開会のことばにはじまり、大橋青少年問題協議会長（八尾市長）のあいさつ、畑中市議会議長、岡田市立中学校長代表らからの激励のことばがあり、西岡社会福祉協議会長の閉会の辞で大会第一部を終了、つづいて第二部に入りました。

大会第二部は、大橋市長がファイヤースティックをかかげて入場、舞台の前にならんだ市内九中学校の代表者十八人（各校から男女各一人）のもつローソクに、それぞれ「心の灯をいつまでもたやさないように」と聖火をうつしました。このあと、昨年西ドイツの技能オリンピック大会で、金メダルを受賞した、松下電産技術研究所員福田安治氏の体験談と、求人側から、高木鉄工所社長高木金一氏の就職への心構えについてお話しがあり、最後に、共に勇気をもって実社会に入り、清く正しく生きぬいて行こうと、新職者たちそれぞれが互い激励の言葉を贈りあい、歌をうたって会を閉じました。

写真＝「心の灯をいつまでも」と各校代表のローソクに聖火をうつす大橋市長。

第8次町名改正区域図

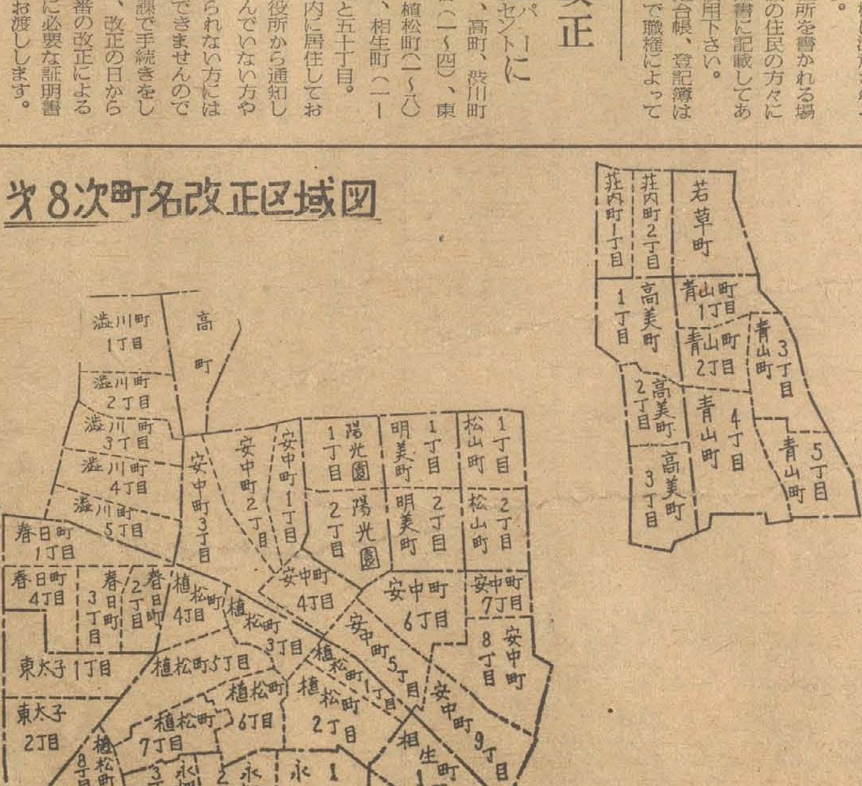
荘内町1丁目
荘内町2丁目
若草町
1丁目 高美町
青山町1丁目
青山町2丁目
青山町3丁目
2丁目 高美町
青山町4丁目
高美町3丁目
青山町5丁目
澁川町1丁目
高町
澁川町2丁目
澁川町3丁目
澁川町4丁目
澁川町5丁目
安中町3丁目
安中町2丁目
安中町1丁目
陽光園1丁目
陽光園2丁目
明美町1丁目
明美町2丁目
松山町1丁目
松山町2丁目
春日町1丁目
春日町4丁目
春日町3丁目
春日町2丁目
植松町4丁目
植松町3丁目
安中町4丁目
安中町6丁目
安中町7丁目
安中町5丁目
安中町8丁目
東太子1丁目
植松町5丁目
植松町1丁目
植松町6丁目
植松町2丁目
安中町9丁目
東太子2丁目
植松町7丁目
植松町8丁目
永畑町3丁目
永畑町2丁目
永畑町1丁目
相生町1丁目
相生町2丁目
相生町3丁目

新生活設計に

簡易保険

新たに就職された人には、将来のための貯蓄や保険をとり入れた生活設計をお勧めいたします。

たとえば、大学卒業の二十二歳で、簡易保険の三十年満期養老保険金五十万円に加入していただくと、保険料は毎月千二百円です年令が若いときほど保険料が安くなっているため、月千円程度で定年近くには、五十万円プラス配当金、十四万七千六百円の臨時収入を受け取ることができます。

また万一、交通事故や思わぬ災害など、不慮の事故の場合にも保険金の倍額をお支払いしますので、家族や他人に迷惑をかけないですみます。

現在郵便局では「生活設計簡易保険新加入運動」を行なっていますので、詳しいことは、郵便局でお尋ねください。

贈りものに感謝

市立老人ホームのお年寄に、いつも変らぬ暖い贈りものをいただき厚くお礼を申上げます（敬称略）

寄付金

一万円－日本婦人会議八尾支部井口容子、千円－泉原クリーニング（山本北）、二千円とのり佃煮－とく名、四百円－竜中女子一年生とく名、三百円（21回目）－古島美恵子（柏原）。

寄贈品

飴－玉手山高女とく名、パン－森口元之助（住吉）、せんべい－下村清之佐（東成）、菓子－木下治三郎（久宝寺）、菓子－八尾福音教会。

慰問

日本基督教会青年部。

生ワク

Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型混合
小児マヒの予防に
投与は3月10―19日

小児マヒの予防接種は、今までⅠ、Ⅱ、Ⅲ型の生ワクチンを別々に投与していましたが、今年からは、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型混合の生ワクチンをのんでいただくことになりました。この生ワクチンを次のとおりご希望の方に投与しますので、小児マヒ予防のため忘れないようお受け下さい。

▽対象者

（イ）36年12月1日から38年2月28日までに生れた方……一回

（ロ）38年3月1日から同年11月30日までに生れた方……二回

（ロ）に該当する方の第二回目の日時は、おってお知らせします。（五月上旬の予定）

▽費用は無料です。

▽母子手帳は、忘れないようお持ち下さい。

▽次に該当する方は、投与できません。

種とう後二週間を経過している方。病後の衰弱者。発熱や下痢をしている方。そのほか医師が不適当と認める方。

なお、時間はいずれも午後一時三十分から午後三時までです。

三月十日（火） 南高安小学校
中高安小学校
十一日（水） 久宝寺中学校
竹渕小学校
十二日（木） 志紀中学校
十三日（金） 清友幼稚園
大正小学校
十六日（月） 労働会館
隣保館
十七日（火） 用和小学校
十八日（水） 竜華小学校
十九日（木） 市民ホール

死者の身元相談
大阪四天王寺境内で

三月十七日から二十三日まで（毎日午前九時から午後六時まで）死者の身元を捜す相談所を四天王寺境内亀の池の前で開きます。

この相談所には、昭和二十七年以降全国の警察が取り扱った身元のわからない死者一万一千体の人相、着衣、所持品などを記録したカードならびにこれらの顔写真などを備えつけてあります。

家出をしたり、長く行くえが分らない家族、親族、友人などを捜している方はこの相談所をご利用ください。

新しく取扱った死体もありますから一度お見えになった方でも再度のご相談をお待ちしています。

なお、このほか大阪府警本部鑑識課では毎日午前九時から午後五時まで（休日を除く、土曜日は午前中）の間いつでもご相談に応じていますからご利用下さい。

犬を正しく飼いましょう
飼主に強い処分も

飼い犬の増加にともない、最近特に犬による「こう傷」（例えば昨年八月枚方市香里で幼児が重傷を負う事件を始め、今年一月末には東京都でアメリカ大使館の子供が犬にかまれて死亡した事故）や郵便、新聞、牛乳などの配達従業員からの苦情が増えています。

また、市民の方からも犬の取り締りが強く要望されていますので衛生課では保健所、八尾警察とも協力し、これら犬の被害をなくすよう努力することになりました。

このため、狂犬病予防法による浮浪犬の捕獲を強化するとともに、三十七年度から行なっている「犬を正しく飼う運動」を一そう推し進め、犬を飼う人の責任と自覚をうながし、無責任な飼い主に対しては狂犬病予防法や刑法、軽犯罪を適用し告発などの厳重な処分を行なうことになりましたので犬を飼っている家庭では次のことがらを必ず守って ご協力ください。

▽毎年飼犬の登録をうけ、鑑札は必ずつけましょう。

▽春と秋、二回の狂犬病予防注射を受けて、注射済票を犬につけておきましょう。

▽不用になった犬は、捨てないで保健所や市衛生課に連絡して、その指示に従って処分しましょう。

▽犬は人に被害を与えないようつないで飼い、運動の時にも綱やくさりをつけましょう。

▽犬にかまれた時は、すぐ警察に届け出て、調査、検診を受けましょう。

▽人の集る所へは犬をつれて行かないようにしましょう。

窓

この欄は、市民相談室でお受けした相談の中から一般的な内容をもつものをとりあげ、市政のあらましを知っていただくための市政の窓です。相談室では市民の皆さんの市政に対する声をお待ちしています。

問い＝私は昼の間留守をしていますので、水道の料金の集金をしていただけません。その上、隣は一軒ありますがその家も留守勝ちで隣へ依頼も出来ず、毎月料金の支払いに大変不便を感じております。私のような市民も相当数あると考えられますので振替貯金口座を設けて払込に便宜を与えてほしいと思います。 ―市民―

答え＝ご要望の点につきましてはこの度の法改正によりまして三十九年度から認められることになってはいますが、現在のところ当市では口座振替による料金納付の方法は採用していません。

これについては手続きその他いろいろ問題がありますので目下よく検討中であり、市民の皆様に少しでも便利な支払方法になるよう努力しています。なお現在の払込み方法は、戸別集金、市役所または各出張所、水道局（時間外でも受領いたします）の窓口、又は水道局（八尾市栄町一丁目一六）に送金していただく方法がありますのでご利用下さい。―水道局―

問い＝私は近鉄久宝寺口駅付近に住むものですが旭橋を渡り、長瀬川に沿って右へ行く道端の空地にごみが一杯捨ててあり、気分が悪く困っています。これから暑くなれば衛生面からも問題がありますので、一度、市からお掃除に来ていただけないでしょうか。 ――市民―

答え＝私有地内のゴミ等の管理についてはその所有者が責任をもって当らなければなりません。早速土地所有者と面接し、厳重に抗議しましたところ、近くゴミを捨てられないよう、完全に柵を設けることに話し合いがつきました。その際に市の清掃課に連絡の上、ゴミも清掃することになり同時に道の両側のゴミも清掃いたします。 ―清掃課―

町の話題

写真＝（上）市立病院十四周年記念式で講演する今東光氏（下）贈られた「鶴亀文庫」を開く老人クラブの人々。

今東光氏もお祝に
市立病院14周年記念

八尾市立病院は去る二月十三日第十四回目の開院記念日を迎えました。

開設した当時は内、外、歯科など五科と病床三十二床の小病院でしたが、そのごの相次ぐ拡張整備が行なわれた結果、現在の十一科病床数三七五床の近代的な大病院に充実され、当市民のみならず広く東大阪の医療機関として重要な役割をはたしています。

当日午前十時から行なわれた記念式典には、当市内に在住の作家今東光氏を招き記念講演が行なわれました。

今氏は職員、看護婦さんを前に「私はご承知のように坊主でありますので、あまり皆さんとは仲良くしてはいけないのだそうですが」と前置きして「医学と文学」など多方面にわたり、おなじみの毒舌をまじえて約一時間にわたり講演し「私の第二の故郷八尾に、こんな立派な病院があることを誇りに思っています。」と語りました。なお、市立病院では、昨年十二月から新らしく泌尿器科を開設していますのでご利用下さい。

「鶴亀文庫」で勉強
八尾市老人クラブ

二月のはじめ、市内の老人クラブの方たちのためにと、八尾市酒類組合（樫野由造理事長）から、「鶴亀文庫」ととびらに書いた移動文庫三個が寄贈されました。

これはキリ材でつくられた、小説や文庫本約三十冊の入った本箱ですが、若いものに負けずに勉強して行こうと、クラブの老人たちは大はりきりです。

昨年八月老人福祉法の制定もありこれらの老人クラブは今までの敬老会のような、単になぐさめられる老人としてではなく、その豊かな経験を生かして、社会のために自主的に働らくクラブ員としての活躍が要求されています。

こうした折から、この鶴亀文庫は、今後市内の老人クラブへ巡回貸出しされることになりました。

なお、老人クラブは、現在市内に約七十あり、各町会ごとに、六十歳以上の老人たちで結成されているもので、クラブ活動を通じて今後の活躍が望まれています。

公民館成人講座
受講生募集
申込は4月2―4日

公民館では、四月十三日から始まる三十九年度の各講座の生徒を募集することになりました。

学級別の課目や内容などは次のとおりです。受講を希望される方は八尾市民か、当市内に勤務している方なら、どなたでも結構ですから、四月二、三、四日の間に市立公民館へお申し込みください。

受付時間は、午前十時から午後六時までです。

成人学校

▽書道（仮名）―毛筆初歩から毎月第1、3火後6時▽書道（漢字）毛筆初歩から毎月第2、4火後6時▽写真―現像から仕上まで毎月第1、3火後6時▽手芸―編物刺繍人形毎週水後1時▽合唱―読譜から合唱毎週水後6時▽絵画―デッサンから毎週木後6時▽詩吟―朗詠朗吟毎週木後6時▽英会話―初歩から外人と話せるまで毎週金後6時

通信教室

▽短歌―水野貞一▽俳句―山下豊水―毎月2回通信添削教授の外隔月1回面接指導

専門学級

▽母親大学講座▽文学講座▽生活講座▽精神衛生講座―毎月1回以上専門家、大学教授の講師を招いて講座を開設します。開催日は受講者にその都度通知。

おしらせ

赤ちゃん会＝保健所では、乳幼児健康相談を次の各地で午後一時から三時まで行ないます。

十三日（金） 山本公団集会所
曙川集会所
天王寺屋変電所
集会所
十六日（月） 庄の内公団住宅
集会所
十八日（水） 八尾隣保館
南高黒谷山本宅
十九日（木） 亀井保育所
二十五日（水） 南高安診療所
二十六日（木） 山畑青年会場
二十七日（金） 志紀住宅会館

このほか母親教室、家族計画相談なども行なっていますのでくわしくは保健所へお問い合せ下さい。

歌人クラブ例会＝二十一日（土）午後一時半から公民館で。

固定資産課税台帳の閲覧は

今年は基準年度です
必ずご覧ください

固定資産課税台帳の閲覧は、毎年三月一日から二十日までと定められていましたが、昭和三十九年度に限って地方税法の一部改正で、四月一日から四月二十日までに変更されました。昭和三十九年は基準年度であるため、今回決定した土地並に家屋の評価額は特別な事情（地目変換、家屋の改築又は損壊、その他）のない限り、四十一年度まで据置かれます。

固定資産課税台帳の閲覧は、固定資産税の基礎となるべき課税標準額評価額などを関係者に閲覧していただくもので期日が定められておりますので必ず期日内に縦覧して下さい。

もし固定資産の評価が時価に比し高いと思われる場合は四月一日から四月三十日までの間に固定資産評価審査委員（税務課内）に対して審査の申出をする事ができます。

縦覧場所は別表の通りです。

4月1日―20日まで

【別　表】

閲覧日	場所	区域（固定資産所有者の住所別）
4月 1日（水） 2日（木）	竜華出張所	新町名 植松町、永畑町、春日町、東太子、各町の全部、松山町、明美町、陽光園町、安中町、相生町、渋川町、各町の一部 植松、太子堂、十倉町、佃町、沼の町、跡部、北の町 旧町名 植松、安中、渋川、太子堂、西口町、広田町、沼の町、佃町、十倉町、野上町、三池町、跡部北の町、渋川南の町、植松一本松町、植松立花町、植松松山町、植松陽光園町、植松満の側町
	大正出張所	北木本、木本、南木本、太田、沼、若林町、大堀町
	市役所税務課	上記以外の地域
4月 3日（金） 4日（土）	竹渕出張所	竹渕、亀井、釈迦山町、高鳥町、川原町、専光寺町、阿古瀬町
	西郡出張所	新家町、山賀町、泉町、桂町、幸町、高砂町
	市役所税務課	上記以外の地域
4月 6日（月） 7日（火）	南高安出張所	恩智、垣内、黒谷、神宮寺、教興寺
	高安出張所	郡川、服部川、山畑、千塚、大竹、水越、大竹、神立、楽音寺
	市役所税務課	上記以外の地域
4月 8日（水） 9日（木）	山本出張所	山本町、山本町北、山本町南、西山本町、小阪合町、南小阪合町、福万寺町、福万寺町北、福万寺町南、福栄町、上尾町、上ノ島北、上ノ島南、山本高安町、東山本町、東山本新町
	久宝寺出張所	久宝寺、三津、顕証寺、神武町、八反地町、五反地町、高町、渋川町1 2丁目
	市役所税務課	上記以外の地域
4月 10日（金） 11日（土）	曙川出張所	八尾木、都塚、柏村、東弓削、刑部、中田
	志紀出張所	老原、天王寺屋、田井中、弓削、二俣
	市役所税務課	上記以外の地域
4月13日～20日	市役所税務課	八尾市全地域

閲覧時間は　平日午前9時より午後5時、土曜日は12時45分まで日曜日は除く。　但し4月12日の日曜日は市役所税務課にて平日通り閲覧に供しますから御利用下さい。